平成19年 1月18日

国土交通省　近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長　　河村 賢二 様

河川保全利用委員会
（琵琶湖河川事務所）
委員長　　竺　文彦 (竺)

占用許可申請に対する意見書

（守山市　野洲川小浜河川公園）

平成18年1月16日付け国近整琵占調第28号にて意見照会のありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先 （右岸　1.2km付近から1.5km付近）
占用施設	多目的広場、緑地広場、坂路
申請者	守山市
占用面積	１７，２６８．０㎡

1．委員会としての意見・要望

対象施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづいて、河川改修時の「地域分断」に対応した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場であり、設置されて以降、施設利用について大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと見られる。また、野洲川河口部に近いため、この施設の駐車場を利用して、低水護岸上から魚釣りをする釣り人が多い。

当該箇所は、野洲川河口部に近い、河川敷の高水敷の占用箇所であり、とくに冬季には琵琶湖からの鳥類の飛来が多く見られる部分である。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息環境をとくに縦断方向に分断する影響があると考える。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考える

このため、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状から、すぐに対応することは難しい面はあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。対話集会では、中州を観察する施設、ワンド構造の変更、水遊びの施設などの「川とのふれあい」の設置要望が寄せられていることからも、従来のスポーツ・レクリエーション施設のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ２年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

①多目的広場の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。

②多目的広場などの占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。

③「代替地の検討」または「川とのふれあいへの検討」の報告期限を２年とし結論を確認すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

①占用者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。

②河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占用者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

２．検討の経緯

平成 18 年 1 月 16 日		意見照会書の受理
平成 18 年 1 月 20 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認 委員による意見交換
平成 18 年 3 月 3 日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成 18 年 8 月 31 日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成 18 年 10 月 3 日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上